

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休校により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るため、**食品関連事業者等が、フードバンクに寄附する際に輸配送費を負担する場合や、再生利用（飼料化・肥料化等）する際に輸配送費や処理費を負担する場合に、その費用を支援します。**

<事業の内容>

1. フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクに寄附する又はフードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際に必要となる輸配送費を支援します。

《補助率》

輸配送費(右図①)

- ・車両の庸車により行うもの：定額（7,000円/トン以内）
- ・小口配送便等により行うもの：定額（70円/キログラム以内）

2. 再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費を支援します。

《補助率》

輸配送費(右図②)

- ・車両の庸車により行うもの：定額（7,000円/トン以内）

再生利用に係る処理費(右図③)

- ・定額（32円/キログラム以内）

《両対策の主な要件》

- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用予定であった未利用食品の有効活用を図るものであること（令和2年2月27日～3月31日の取組が対象）。
- ・需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等によりやむを得ず発生し、代替販路が確保できない未利用食品であること。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

